

特定非営利活動法人日本歯科保存学会認定医制度施行細則

第1章 総 則

(運 営)

第1条 特定非営利活動法人日本歯科保存学会認定医制度規則（以下「規則」という。）の施行にあたって、規則に定めた事項以外は、日本歯科保存学会認定医制度施行細則（以下「細則」という。）に従って運営する。

(認定医の名称)

第2条 特定非営利活動法人日本歯科保存学会（以下「本会」という。）の制定する認定医を歯科保存治療認定医と呼称する。

(研修会)

第3条 認定委員会（以下「委員会」という。）は、認定医の学識向上のため認定研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

- 2 研修会の開催は、年2回以上とする。
- 3 研修会の実施に関しては、委員会において立案し、常任理事会及び理事会に報告する。
- 4 すべての本会会員は、研修会に参加し、所定の単位を取得することができる。

第2章 申請書類

(申請書類等)

第4条 委員会に提出する申請書等の書類は、本会の定めた様式によるものを使用する。

(認定医認定の申請書類)

第5条 認定医の資格を申請する者は、以下の本会の定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 研修単位カード
- (4) 提出症例（1症例）
- (5) 規則第7条第1号、第2号に該当する研修施設において認定研修を修了した者は、指導医の発行する研修証明書
- (6) 規則第7条第3号に該当する研修施設で規則第7条第1号及び第2号の研修施設と同等以上の研修を行ったと委員会が認めた者は、研修記録簿
- (7) 日本国歯科医師免許証（複写）

(認定医資格更新の申請資格)

第6条 認定医の資格更新申請をする者は、申請料(審査料を含む。)を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書
- (2) 更新記録カード
- (3) 臨床実績報告書（過去5年分）

第3章 研修単位及び業績の認定

(本会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物)

第7条 本会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物とは、以下のよう定める。

- (1) 本会の認める他の学会とは、日本学術会議に登録している専門学会又は本会の認める国

際学会をいい、他の研修会とは、日本歯科医師会生涯研修事業で認められている研修会・講演会をいう。

- (2) 本会の認める学術刊行物とは、大学または日本学術会議に登録している専門学会の発行する雑誌又は本会の認める国際学会の学術雑誌をいう。
- (3) 理事会の認めた共催学会は、本会と読み替える。

(研修単位)

第8条 研修単位を次のとおり定める。

(1) 特定非営利活動法人日本歯科保存学会の学会活動

本会学術大会参加	1 開催	5 単位	
本会認定研修会参加	1 開催	5 単位	
委員会が認めた本会学術大会プログラム	1 開催	2 単位	
本会での発表	(筆頭演者)	1 回	5 単位
	(共同演者)	1 回	2 単位
日本歯科保存学雑誌発表論文 (筆頭著者)	1 編	5 単位	
	(共同著者)	1 編	2 単位

(2) 他の学会における活動

日本歯科医学会総会参加	1 開催	2 単位
他の学会又は他の学会の研修会参加	1 開催	1 単位
他の研修会参加	1 開催	1 単位
他の学会における保存学関連事項の報告、論文発表	1 編	1 単位

(3) 教育

教育施設での講義	1 年	4 単位
(1 施設において1年4単位とし、年間8単位を限度とする)		

(4) 歯科医師会等での学術講演

1 回 4 単位

(1 回4単位とし、年間8単位を限度とする)

(認定医新規申請に定める研修単位)

第9条 認定医の認定を申請する者は、認定医認定の申請時まで細則第8条に定める研修単位を20単位以上取得していなければならない。又、細則第8条第1号にかかわる研修単位は15単位以上取得していなければならない。

(研修施設における認定研修)

第10条 研修施設において通算2年以上の認定研修を修了すること

(認定研修と同等以上の研修を行ったと委員会が認める要件)

第11条 認定研修と同等以上の研修を行ったと委員会が認める要件は、次の各号を満たすものであること

- (1) 本会会員歴が通算6年以上であること
- (2) 公益社団法人日本歯科医師会会員であること
- (3) 公益社団法人日本歯科医師会主催の生涯研修事業等に参加していること

(認定医更新申請に定める研修単位)

第12条 認定医の更新申請をする者は、認定医更新申請までの5年間に細則第8条に定める研修単位を50単位以上取得していなければならない。又、細則第8条第1号にかかわる研修単位は30単位以上取得していなければならない。

(研修単位の変更)

第13条 認定医有効期間中に取得単位数に変更があったときは、資格取得時または更新時に定められていた単位を資格の有効期間中適用する。

第4章 申請料等

(申請料等)

第14条 申請料等は、以下のように定める。

- (1) 認定医の新規申請料(書類審査料を含む。)は1万円
- (2) 認定医の受験料は2万円
- (3) 認定医の認定登録料は1万円
- (4) 認定医の更新申請料(審査料を含む。)は1万円
- (5) 規則第5章第12条第3項における喪失資格の復活にかかわる審査料(登録料を含む。)は1万円、第4項における受験料は2万円及び審査料(登録料を含む。)は1万円

第5章 その他

(財務)

第15条 委員会の運営にかかわる財務は、本会の会計業務を含む。

(認定医の資格喪失に伴う処分)

第16条 認定医が不正行為等により認定医制度の信用を傷つける行為をしたときは、委員会、常任理事会及び理事会の議を経て処分を行う。

- 2 前項の事態が起きたときは、速やかに認定委員会の中に調査委員会を設け、事実が確認されたら処分内容を審議し、倫理委員会、常任理事会、理事会に報告する。
- 3 処分内容は、以下に定める。
 - (1) 認定医の資格剥奪(再受験不可)
 - (2) 認定医の資格停止(1～5年)、資格停止中は更新申請不可
- 4 不正が組織的に行われたときは、研修施設の資格取り消しまたは停止(1～5年)

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成24年6月28日に制定し、施行する。
- 2 この細則は、平成24年11月21日に一部改正し、施行する。
- 3 この細則は、平成27年6月24日に一部改正し、施行する。
- 4 この細則は、平成28年10月26日に一部改正し、施行する。
- 5 この細則は、令和7年11月5日に一部改正し、施行する。